草津市公報

発行日　令和８年９月１日
（毎月１・15日発行）
発行番号　第　15　号
発行所　草　津　市　役　所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号㈹077－563－1234

◇◇◇目　　次◇◇◇

◎　規　　則

草津市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（職員課）…… 2
草津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則（介護保険課）…… 3
草津市事務分掌規則および草津市出納員規則の一部を改正する規則（職員課）…… 10

◎　告　　示

公示送達について（税務課）…… 11
草津市農業委員会総会の招集について（農林水産課）…… 11
草津市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱（交通政策課）…… 12
草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱の一部を改正する要綱（交通政策課）…… 12
都市公園法の規定による公募設置等計画について（草津川跡地整備課）…… 13
介護保険法施行規則第１４０条の６２の３第２項第６号の規定による事業廃止の届出について（介護保険課）… 13
介護保険法第７８条の２第１項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定について（介護保険課）…… 13
公示送達について（納税課）…… 13
草津市人権擁護推進本部設置要綱および草津市同和対策推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱（人権政策課）…… 15
草津市令和８年熊本地震災害支援本部設置要綱（危機管理課）…… 16
公示送達について（保険年金課）…… 17
公示送達について（税務課）…… 17
公示送達について（税務課）…… 18
公示送達について（税務課）…… 18

◎　公　　告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）…… 19
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）…… 19
草津川跡地公園（区間４）ＪＲ上部遊具等設置工事（設計・施工）に関する公募型プロポーザルの実施について（草津川跡地整備課）…… 19
草津市立市民総合交流センター等指定管理者の募集について（まちづくり協働課）…… 21
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）…… 21
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）…… 23
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）…… 26
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）…… 26
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）…… 26

◎　議　会　規　則

草津市議会議員政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則（議事庶務課）…… 29

◎　教育委員会告示

草津市立学校における通話録音装置の設置および運用に関する要綱（教育総務課）…… 30
草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）…… 31

◎　農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について　…… 31

◎　上下水道事業告示

草津市指定給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）…… 31
草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）…… 31

規　　則

草津市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年７月１７日

草津市長　橋　川　　渉

草津市規則第７８号

草津市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

草津市職員の給与に関する規則（昭和４０年草津市規則第１２号の２）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分および太字部分は改正部分）

改正後	改正前
第１条～第２７条　≪略≫ （管理職員特別勤務手当の対象となる勤務） 第２７条の２　≪略≫ ２　条例第２０条の２第２項に規定する臨時または緊急の必要による勤務は、**午後１０時**から**翌日の**午前５時までの間**（週休日等に含まれる時間は除く。）**であつて正規の勤務時間以外の時間に処理することを要することが明白な臨時のまたは緊急性を有する業務のための勤務をいう。 ３　条例第２０条の２第１項の規定による勤務**（第２７条の３第３項の規定により条例第２０条の２第１項の勤務とみなされるものを含む。以下この条において「第１項の勤務」という。）**は、週休日等**（第２７条の３第３項の規定により第１項の勤務とみなされる勤務については、午後１０時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除き、正規の勤務時間以外の時間に限る。））の勤務であり、**連続する勤務（２以上の週休日等にまたがる勤務**および週休日等と週休日等以外の日にまたがる勤務**を含む。）の**開始から終了**までを１回として取り扱うものとする。ただし、**次に掲げる場合は、それらの場合の第１項の**勤務の全てを１回の連続する勤務として取り扱うものとする。 **⑴　１の週休日等において第１項の勤務の開始が２以上ある場合（次号に掲げる場合を除く。）** **⑵　週休日等以外の日からその翌日の週休日等に連続する勤務が行われ、当該週休日等以外の日および当該週休日等において第１項の勤務の開始が２以上ある場合** ４　条例第２０条の２第２項の規定による勤務**（第２７条の３第３項の規定により第１項の勤務とみなされるものを除く。）**は、**午後１０時**から**翌日の**午前５時までの間**（週休日等に含まれる時間を除き、正**	第１条～第２７条　≪略≫ （管理職員特別勤務手当の対象となる勤務） 第２７条の２　≪略≫ ２　条例第２０条の２第２項に規定する臨時または緊急の必要による勤務は、**週休日等以外の日の午前０時**から午前５時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に処理することを要することが明白な臨時のまたは緊急性を有する業務のための勤務をいう。 ３　条例第２０条の２第１項の規定による勤務は、週休日等**に始まる勤務（その前日である週休日等以外の日から引き続く勤務を含む。）とし、**連続する勤務（２以上の週休日等にまたがる勤務を含む。）の**始まり（当該前日から週休日等に引き続く勤務にあつては、当該週休日等の午前０時）から終わり**までを１回として取り扱うものとする。ただし、**１の週休日等において勤務の開始が２以上ある場合は、当該週休日等に始まる**勤務の全てを１回の連続した勤務として取り扱うものとする。 ４　条例第２０条の２第２項の規定による勤務は、**週休日等以外の日の午前０時**から午前５時までの間**に始まる勤務（その前日である週休日等以外の日から引き続く勤務を含む。）とし**、連続する勤務**の始ま**

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>

規の勤務時間以外の時間に限る。)の勤務（第１項の勤務を除く。）であり、連続する勤務（２の週休日等以外の日にまたがる勤務を含む。）の開始から終了までを１回として取り扱うものとする。ただし、１の週休日等以外の日において勤務の開始が２以上ある場合は、当該週休日等以外の日に開始する勤務の全てを１回の連続する勤務として取り扱うものとする。

５　≪略≫

第２７条の３～第４４条　≪略≫

別表第１（第３条第１項、第２７条の３第１項関係）

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">管理職手当を支給する職</th><th rowspan="2">管理職手当額</th><th colspan="2">管理職員特別勤務手当額</th></tr>
<tr><th>条例第２０条の２第３項第１号</th><th>条例第２０条の２第３項第２号</th></tr>
<tr><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td></tr>
<tr><td rowspan="3">監査委員の事務局</td><td>局長</td><td>９２，０００円</td><td>１０，０００円</td><td>６，０００円</td></tr>
<tr><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td></tr>
<tr><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td></tr>
</table>

別表第２～別表第３　≪略≫

別記様式第１号～別記様式第６号　≪略≫

</td><td>

り（当該前日から週休日等以外の日に引き続く勤務にあつては、当該週休日等以外の日の午前０時）から終わりまでを１回として取り扱うものとする。ただし、１の週休日等以外の日において勤務の開始が２以上ある場合は、当該週休日等以外の日に始まる勤務の全てを１回の連続した勤務として取り扱うものとする。

５　≪略≫

第２７条の３～第４４条　≪略≫

別表第１（第３条第１項、第２７条の３第１項関係）

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">管理職手当を支給する職</th><th rowspan="2">管理職手当額</th><th colspan="2">管理職員特別勤務手当額</th></tr>
<tr><th>条例第２０条の２第３項第１号</th><th>条例第２０条の２第３項第２号</th></tr>
<tr><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td></tr>
<tr><td rowspan="3">監査委員の事務局</td><td>局長</td><td>８０，２００円</td><td>８，０００円</td><td>５，０００円</td></tr>
<tr><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td></tr>
<tr><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td></tr>
</table>

別表第２～別表第３　≪略≫

別記様式第１号～別記様式第６号　≪略≫

</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　表中の≪　≫の記載は注記である。</td></tr>
</table>

付　則

（施行期日等）

１　この規則は、公布の日から施行し、改正後の草津市職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）は、令和７年４月１日から適用する。

（給与の内払）

２　改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の草津市職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（令和８年７月１７日掲示済み）

草津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年７月１７日

草津市長　橋　川　　渉

草津市規則第７９号

草津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

草津市介護保険条例施行規則（平成１２年草津市規則第３６号）の一部を次の表のように改正する。

（破線で囲んだ部分は改正部分）

改正後	改正前
第１条～第５２条　≪略≫ 別記様式第１号～別記様式第２４号　≪略≫ 別記様式第２５号（第２８条第１項関係） 　≪別添１－１のとおり≫ 別記様式第２６号（第２８条第２項関係） 　≪別添２－１のとおり≫ 別記様式第２７号～別記様式第５５号　≪略≫	第１条～第５２条　≪略≫ 別記様式第１号～別記様式第２４号　≪略≫ 別記様式第２５号（第２８条第１項関係） 　≪別添１－２のとおり≫ 別記様式第２６号（第２８条第２項関係） 　≪別添２－２のとおり≫ 別記様式第２７号～別記様式第５５号　≪略≫
備考　表中の≪　≫の記載は注記である。	

付　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年８月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　改正後の草津市介護保険条例施行規則に基づく負担限度額に係る申請その他の手続は、この規則の施行の日前から行うことができる。

別添１－１
様式第２５号（第２８条第１項関係）

介護保険負担限度額認定申請書

年　　月　　日

草津市長　　宛

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フ リ ガ ナ		被保険者番号	
被保険者氏名		個人番号	
生 年 月 日	年　月　日		
住　所	連絡先		
入所（院）した介護保険施設の所在地および名称(※)	〒 連絡先		
入所(院)年月日（※）	年　月　日	(※)介護保険施設に入所（院）していない場合およびショートステイを利用している場合は、記入不要です。	

配 偶 者 の 有 無	有　・　無	左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。	
配偶者に関する事項 フ リ ガ ナ			
氏　名			
生 年 月 日	年　月　日	個人番号	
住　所	連絡先		
本年１月１日現在の住所(現住所と異なる場合)			
課税状況	市町村民税　課税　・　非課税		

収入等に関する申告	□	①生活保護受給者/②市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者
	□	③市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金※・障害年金】収入額の合計額が 年額82万6,500円以下です。　**(受給している年金に〇してください)** ※　寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。
	□	④市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が 年額82万6,500円を超え、120万円以下です。　**(受給している年金に〇してください)**
	□	⑤市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が 年額120万円を超えます。　**(受給している年金に〇してください)**
預貯金等に関する申告	□	預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は1000万円（夫婦2000万円）、③の方は650万円（夫婦1650万円）、④の方は550万円（夫婦1550万円）、⑤の方は500万円（夫婦1500万円）以下です。 ※第２号被保険者の場合、③～⑤の方は1000万円（夫婦は2000万円）以下です。 ※預貯金、有価証券にかかる通帳等の写しは別添のとおり

預貯金額	円	有価証券(評価概算額)	円	その他(現金・負債を含む)	(　　)※ 円 ※内容を記入してください

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名	連絡先（自宅・勤務先）
申請者住所	本人との関係

注意事項
(1)　この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者、パートナーシップ宣誓を結んでいる者（宣誓書受領証もしくは宣誓書受領証カードの提示）を含みます。
(2)　預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
(3)　書き切れない場合は、余白に記入するかまたは別紙に記入の上添付してください。
(4)　虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第１項の規定に基づき、支給された額および最大２倍の加算金を返還していただくことがあります。

同　意　書

草津市長　宛

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者または銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に私および私の配偶者（内縁関係の者、パートナーシップ宣誓を結んでいる者を含む。以下同じ。）の課税状況および保有する預貯金ならびに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、草津市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私および私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

なお、報告により、要件を満たしていないことが判明した場合には、介護保険負担限度額認定の決定日に遡って取り消し、支給額（減免額）を返還することに同意します。

年　　月　　日

＜本人＞

住所

氏名

＜配偶者＞

住所

氏名

市記入欄(これより下の欄は記入しないでください。)

該　当　区　分		交付年月日		
□　老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税者 □　被保護者 □　負担額が第１段階であれば被保護者とならない者	１段階	年　　月　　日 適用年月日		
□　住民税世帯非課税者であって、合計所得金額と年金収入額の合計額が８２万６，５００円以下の者 □　負担額が第２段階であれば被保護者とならない者	２段階	年　　月　　日から 年　　月　　日まで		
□　住民税世帯非課税者であって、合計所得金額と年金収入額の合計額が８２万６，５００円を超え、１２０万円以下の者 □　負担額が第３段階①であれば被保護者とならない者	３段階 ①	備考		
□　住民税世帯非課税者であって、合計所得金額と年金収入額の合計額が１２０万円を超える者	３段階 ②	課長	係長	担当
□　上記に該当しない者	４段階			

別添１－２
様式第２５号（第２８条第１項関係）

介護保険負担限度額認定申請書

年　　月　　日

草津市長　　宛

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フ リ ガ ナ		被保険者番号	
被保険者氏名		個人番号	
生 年 月 日	年　月　日		
住　所	連絡先		
入所（院）した介護保険施設の所在地および名称(※)	〒 連絡先		
入所(院)年月日（※）	年　月　日	(※)介護保険施設に入所（院）していない場合およびショートステイを利用している場合は、記入不要です。	

配 偶 者 の 有 無	有　・　無	左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。	
配偶者に関する事項 フ リ ガ ナ			
氏　名			
生 年 月 日	年　月　日	個人番号	
住　所	連絡先		
本年１月１日現在の住所(現住所と異なる場合)			
課税状況	市町村民税　課税　・　非課税		

収入等に関する申告	□	①生活保護受給者/②市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者
	□	③市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金※・障害年金】収入額の合計額が 年額80万９千円以下です。　**（受給している年金に〇してください）** ※　寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。
	□	④市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が 年額80万９千円を超え、120万円以下です。　**（受給している年金に〇してください）**
	□	⑤市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が 年額120万円を超えます。　**（受給している年金に〇してください）**
預貯金等に関する申告	□	預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は1000万円（夫婦2000万円）、③の方は650万円（夫婦1650万円）、④の方は550万円（夫婦1550万円）、⑤の方は500万円（夫婦1500万円）以下です。 ※第２号被保険者の場合、③～⑤の方は1000万円（夫婦は2000万円）以下です。 ※預貯金、有価証券にかかる通帳等の写しは別添のとおり

預貯金額	円	有価証券（評価概算額）	円	その他（現金・負債を含む）	（　　）※ 円 ※内容を記入してください

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名	連絡先（自宅・勤務先）
申請者住所	本人との関係

注意事項
(1)　この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者、パートナーシップ宣誓を結んでいる者（宣誓書受領証もしくは宣誓書受領証カードの提示）を含みます。
(2)　預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
(3)　書き切れない場合は、余白に記入するかまたは別紙に記入の上添付してください。
(4)　虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第１項の規定に基づき、支給された額および最大２倍の加算金を返還していただくことがあります。

同　意　書

草津市長　宛

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者または銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に私および私の配偶者（内縁関係の者、パートナーシップ宣誓を結んでいる者を含む。以下同じ。）の課税状況および保有する預貯金ならびに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、草津市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私および私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

なお、報告により、要件を満たしていないことが判明した場合には、介護保険負担限度額認定の決定日に遡って取り消し、支給額（減免額）を返還することに同意します。

年　　月　　日

＜本人＞

住所

氏名

＜配偶者＞

住所

氏名

市記入欄(これより下の欄は記入しないでください。)

該　当　区　分		交付年月日		
□　老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税者 □　被保護者 □　負担額が第１段階であれば被保護者とならない者	１段階	年　　月　　日 適用年月日		
□　住民税世帯非課税者であって、合計所得金額と年金収入額の合計額が８０万９千円以下の者 □　負担額が第２段階であれば被保護者とならない者	２段階	年　　月　　日から 年　　月　　日まで		
□　住民税世帯非課税者であって、合計所得金額と年金収入額の合計額が８０万９千円を超え、１２０万円以下の者 □　負担額が第３段階①であれば被保護者とならない者	３段階 ①	備考		
□　住民税世帯非課税者であって、合計所得金額と年金収入額の合計額が１２０万円を超える者	３段階 ②	課長	係長	担当
□　上記に該当しない者	４段階			

本　人　確　認　・　代　理　権　（　人　）　確　認　用		受付者：
本人・代理人確認	①　免許・個カ・ＣＭ証等・他（　　）	②　介証・負証・健証・通カ・他 （　　）
代理権確認	個カ・免許・同一世帯・法定代理人証明・委任状・介証・負割証・健証・他（　　）	

別添２－１
様式第２６号(第２８条第２項関係)

様

滋賀県草津市長

介護保険負担限度額認定　決定通知書

先に申請のありました、食費・居住費に係る負担限度額認定については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名	
被保険者番号	

決定年月日	

決定事項			
承認する	適用年月日 有効期限	(承認内容)　負担限度額　(日額) 食費 (介護予防)短期入所生活(療養)介護 その他のサービス 居住費 (ユニット型個室) (ユニット型個室的多床室) (従来型個室)特養等 老健・医療等 (多床室)Ⅰ　特養等 Ⅱ　老健・医療院 Ⅲ 老健・医療院等	円 円 円 円 円 円 円 円 円
承認しない	理由		

問い合わせ先

審査請求

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県介護保険審査会に対して介護保険法および行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。
2　処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、提起することができます。
　なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
(1)　審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2)　処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先　滋賀県庁内　滋賀県介護保険審査会
滋賀県大津市京町四丁目1番1号
TEL：(　　)―　　―

別添２－２
様式第２６号(第２８条第２項関係)

様

滋賀県草津市長

介護保険負担限度額認定　決定通知書

先に申請のありました、食費・居住費に係る負担限度額認定については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名	
被保険者番号	

決定年月日	

決定事項			
承認する	適用年月日 有効期限	(承認内容)　負担限度額　(日額) 食費 (介護予防)短期入所生活(療養)介護 その他のサービス 居住費 (ユニット型個室) (ユニット型個室的多床室) (従来型個室)特養等 老健・療養等 (多床室)	円 円 円 円 円 円 円 円
承認しない	理由		

問い合わせ先

審査請求

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県介護保険審査会に対して介護保険法および行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。
2　処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、提起することができます。
　なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
(1)　審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2)　処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先　滋賀県庁内　滋賀県介護保険審査会
滋賀県大津市京町四丁目1番1号
TEL：(　　)―　　―

（令和８年７月１７日掲示済み）